

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 佐久水道企業団

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	75.4 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	51.8 %
全職員	48.2 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	— %
本庁課長補佐相当職	— %
本庁係長相当職	— %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	— %
31～35年	— %
26～30年	— %
21～25年	— %
16～20年	90.2 %
11～15年	— %
6～10年	— %
1～5年	— %

【説明欄】

- ・(2) 勤続年数別では、11～15年及び1～5年に女性職員が1名ずつで、特定の職員の給与が推測される可能性があるため非公開とする。
- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員は男性職員のほとんどが再任用職員で、女性職員は全員パートタイム会計年度任用職員である。
- ・令和4年度では世帯主や住居契約者の女性職員がおらず、扶養手当及び住居手当を受給している女性職員はいない。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。